

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領

1 目的

本要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が介護福祉士修学資金等貸付事業を実施するにあたり、事務処理その他必要な事項を定め、当該事業の円滑な運営に資するものとする。

2 用語の定義

本要領においては、以下のとおり用語を定義する。

- (1) 実施要綱：「青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」をいう。
- (2) 貸付事業：実施要綱第1条の1から5までに掲げる事業をいう。
- (3) 介護福祉士修学資金貸付事業：実施要綱第1条の1の事業をいう。
- (4) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業：実施要綱第1条の2の事業をいう。
- (5) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業：実施要綱第1条の3の事業をいう。
- (6) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業：実施要綱第1条の4の事業をいう。
- (7) 社会福祉士修学資金貸付事業：実施要綱第1条の5の事業をいう。

3 介護福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第3条関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の①及び②の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものである。

① 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 青森県に住民登録をしている者であって、卒業後に青森県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ）において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 青森県内の介護福祉士養成施設（実施要綱第1条の1に規定する介護福祉士養成施設をいう）の学生であって、卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、介護福祉士養成施設を卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であると県社協が認めた者

② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(2) 貸付対象者の選定について

① 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うものとする。

② 実施要綱第11条の1の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認するものとする。

(3) 貸付期間について

実施要綱第3条の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができる。

(4) 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（実施要綱第3条の3の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む）に充当するものであり、実施要綱第3条の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けることができる。

(5) 国家試験受験対策費用の取扱いについて

実施要綱第3条の3の(3)の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

(6) 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3条の3の(4)の生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとする。

① 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は実施要綱第3条の1の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている者を対象とする。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

② 生活費加算の貸付対象者の選定

生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 県社協会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴く。

イ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、県社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認する。

ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認する。

i 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

ii 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、i以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

③ 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけでなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、県社協会長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めるものとする。

ア 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

イ 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

④ 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）に相当する額とし、貸付け後の加齢や転居等により区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、

年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について（実施要綱第4条関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は青森県福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9条に該当し、青森県内において、実施要綱第11条の2の(1)に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

(2) 貸付額について

青森県福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第3条の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とすること。

(3) 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、実施要綱第4条の4に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、県社協内の会計処理で完結する。

5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について（実施要綱第5条関係）

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験より、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、いわゆる実務者研修の受講が課されることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施する。

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、3の(1)の①を準用する。

(2) 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあたっては青森県内の介護施設・事業所から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

(3) 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実施要綱第5条の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（実施要綱第6条関係）

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は、青森県に住民登録をしている者又は青森県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、実施要綱第6条の1に定める基準を満た

す者とする。

(2) 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、実施要綱第6条の1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第6条の1の(4)の再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

7 社会福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第7条関係）

3の(1)から(4)まで及び(6)の内容を準用する。

8 貸付金の交付方法について（実施要綱第8条関係）

貸付金の交付は、分割、月決め又は一括の方法によるものとする。

9 貸付契約の解除について（実施要綱第10条関係）

実施要綱第10条の1の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

10 返還の債務の当然免除について（実施要綱第11条関係）

- (1) 実施要綱第11条の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行うものとする。
- (2) 実施要綱第11条の1の(1)の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものと

する。

- (3) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が実施要綱第11条の1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という）として従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、県社協会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、実施要綱第11条の1（実施要綱第11条の5において準用する場合を含む。以下、10において同じ。）、「第11条の3及び第12条の2の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
- (4) 実施要綱第11条の1、第12条及び第13条の1の(2)の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設とする。
- (5) 実施要綱第11条の1、第12条及び第13条の2の(2)の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の実施要綱第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。
- (6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る）であつて、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、実施要綱第11条の3、第11条の5において準用する第11条の1及び第12条の2に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- (7) 実施要綱第11条の1に規定する返還免除対象期間、実施要綱第11条の2の「3年」、第11条の3及び4の「2年」の計算については、次の①から③までに掲げる方法とする。
 - ① 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - ② 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上、
 - ③ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上、
なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

11 返還について（実施要綱第12条関係）

返還の適用に当たっては、当該事業が実施要綱第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、実施要綱第11条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。

12 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第14条関係）

(1) 実施要綱第14条の1及び2の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、実施要綱第14条の3の返還の債務の裁量免除は、本事業が実施要綱第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、実施要綱第11条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。なお、適用に当たっては、適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

(2) 裁量免除の額は、青森県内において、実施要綱第11条に規定する業務に従事した期間（10（7）と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は10（7）と同様であり、1年を180日として換算する。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

なお、この要領の施行に伴い、社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業事務取扱要領は廃止するが、令和4年3月31日までに社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業事務取扱要領に基づき貸付決定を行った者に係る取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。